

川崎市議会情報セキュリティ管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川崎市議会（以下「本議会」という。）が保有する情報資産をさまざまな脅威から保護するため、情報セキュリティに関する基本的な方針を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報 本議会の議員及び議会局職員（以下、「議員等」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。ただし、議員においては政務活動、政治活動又は私的活動等以外の議会活動を行う場合に限る。
- (2) ネットワーク 電子計算機を相互に接続し、情報を伝送するための通信回線網その他の仕組みをいう。
- (3) 情報システム ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成され、情報の処理を行う仕組みをいう。
- (4) 情報資産 情報及び情報システム並びにこれらに関連する施設、設備等をいう。
- (5) 情報セキュリティ 情報資産に係る機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (6) 機密性 アクセスすることを認められた者に限り、アクセスできる状態をいう。
- (7) 完全性 破壊、改ざん、消去等をされていない状態をいう。
- (8) 可用性 アクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、アクセスできる状態をいう。
- (9) アクセス 情報資産に接触するあらゆる行為をいう。

(対象とする脅威)

第3条 情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開

発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部
監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的
要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

(3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び職務の停止等

(4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及
等

(適用範囲)

第4条 この規程は、本議会が保有し、又は外部委託する情報資産を使用する全ての議
員等に適用する。

(議員等の遵守義務)

第5条 議員等は、第1条に定める趣旨及び情報セキュリティの重要性について認識を
持ち、職務の遂行に当たって本規程を遵守しなければならない。

(最高情報セキュリティ責任者等の設置)

第6条 この規程の目的を達成するため、最高情報セキュリティ責任者、最高情報セキ
ュリティ副責任者及び情報セキュリティ責任者を置く。

2 最高情報セキュリティ責任者、最高情報セキュリティ副責任者及び情報セキ
ュリティ責任者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる職にあるものを充てる。

(1) 最高情報セキュリティ責任者

議長

(2) 最高情報セキュリティ副責任者

議会局長

(3) 情報セキュリティ責任者

議会局総務部長

(最高情報セキュリティ責任者の責務)

第7条 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ責任者に対し情報セキ
ュリティに関する事項に関して指示及び指導を行う。

(最高情報セキュリティ副責任者の責務)

第8条 最高情報セキュリティ副責任者は、最高情報セキュリティ責任者を補佐する。

(情報セキュリティ責任者の責務)

第9条 情報セキュリティ責任者は、本議会内の情報セキュリティ対策を実施するため、最高情報セキュリティ責任者の指示のもと本議会の情報資産を利用する議員等に対して指導及び監督を行う。

(情報セキュリティ対策)

第10条 脅威から本議会の情報資産を保護するための情報セキュリティ対策は、次のとおりとする。

(1) 情報セキュリティに関し、議員等が遵守すべき事項を定めるとともに十分な研修及び啓発を行う等の人的な対策

(2) 情報システムを管理する施設への不正な立入りによる危害、妨害等から情報資産を保護することを目的とした入退室の管理等の物理的な対策

(3) 不正なアクセス等から情報資産を保護することを目的としたアクセスの制御、ネットワークの管理、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的な対策

2 前項の情報セキュリティ対策は、情報資産を機密性、完全性及び可用性の内容に応じて分類し、当該分類に基づいて実施するものとする。

3 第1項に掲げるもののほか、情報システムの監視の実施、情報セキュリティ対策の実施状況の確認及び情報資産への侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するための緊急時対応計画の策定を行うものとする。

(情報セキュリティ自己点検及び監査の実施)

第11条 情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況を検証するため、最高情報セキュリティ責任者の指示のもと情報セキュリティに関する自己点検を実施するものとする。

2 情報セキュリティ責任者は、必要に応じて、最高情報セキュリティ責任者の指示のもと情報セキュリティ監査を実施することができる。

(本規程の見直し)

第12条 最高情報セキュリティ責任者は、本規程について自己点検及び監査の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、必要があると認めた場合、その見直しを行うものとする。

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第13条 情報セキュリティ責任者は、本規程第10条、第11条及び第12条に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

(情報セキュリティ実施手順の策定)

第14条 情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本議会の運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから原則非公開とする。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程に関し必要な事項は、最高情報セキュリティ責任者が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。